

35) 品目名：ガラスカレット入りアスファルト混合物

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素及びふっ素</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p>
規格に関する基準	<p>1 秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第3節骨材、第8節瀝青材料及び第3編第2章第6節一般舗装工に適合していること。</p> <p>ただし、上記規格の一部に適合しない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>
循環資源の配合率	<p>1 原材料としてガラスカレットを骨材全体のうち4%以上かつ10%以下（重量割合）使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率に当てはまらない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

平成28年2月4日制定

令和3年3月15日改定（共通仕様書の番号変更）

令和8年2月16日改定（安全性に関する基準から原材料を除外）